政 策 Ⅲ-2-(2)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

	政策	証券仲介業務の解禁に伴う新規参入への適切な対応				
	16 年度	銀行等による証券仲介業務の解禁に伴う新規参入への適切な対応				
	重点施策	等				
参考指標		政令・府令等の整備状況、新規参入の状況				

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等	
基本目標	金融機関の企業活動が活発に行われていること	
重点目標	新規参入等を通じて競争が促進されていること	

3. 政策の内容

間接金融から直接金融へのシフトに向けて、個人投資家の証券市場への参加を促進するためのインフラ整備として、銀行等による株式等の売買の証券会社への取次業務 (証券仲介業務)を解禁する法改正が行なわれました。平成 16 年度においては、法改正に則して弊害防止措置等所要の政令・府令・事務ガイドラインを整備するとともに、登録業務を開始することとしました。

また、16年4月に、一般事業会社、個人に対し導入された証券仲介業制度について も新規参入の促進に取り組むこととしました。

4. 現状分析及び外部要因

銀行等による証券仲介業務については、15年12月の「市場機能を中核とする金融システムに向けて」(金融審議会金融分科会第一部会報告)において、

- ①顧客にとって、ワンストップ・ショッピングのニーズに応え、利便性が高まる。
- ②投資経験のない銀行顧客層の市場参加を促し、新たな裾野の拡大が期待できる。
- ③さまざまな規模の銀行と証券会社による、さまざまなタイプの連携は、それ自体 顧客の利便性を高めるが、とりわけ証券会社の店舗が少ない地域におけるアクセ スの改善になる。

といったメリットがあること等の政策としての意義にかんがみて、銀行であるがゆえ に必要となる有効な弊害防止措置を条件に、所要の法的手当を行うことが望ましいと されました。これを受けて 16 年 6 月に証券取引法の改正が行われ、関係政令・府令 等の整備を経て、同年 12 月に金融機関の証券仲介業務が解禁されることとなりまし

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

12月に施行しました。

① 銀行等による証券仲介業務についての関係政令・府令等の整備 銀行等による株式等の売買等の仲介を行う証券仲介業務の解禁(16年12月) に伴い、発生しうる弊害の防止等の観点から所要の制度整備を行うため、関係す る政令・府令等の制定並びに事務ガイドラインの改正を 16 年 11 月に行い、同年

具体的には、優越的地位の濫用、利益相反といった弊害の防止や、有価証券発 行者と仲介業務を行う金融機関が一定の関係にある場合の顧客への説明義務な どの規定を整備しました。

② 証券仲介業制度の適切な運用

一般事業会社、個人に対し、16年4月に導入された証券仲介業制度については、 金融庁ホームページ上*1での広報など適切な運用が図られています。

(2) 評価

① 銀行等による証券仲介業務についての関係政令・府令等の整備 〔政令・府令等の整備状況〕

銀行等による株式等の売買等の仲介を行う証券仲介業務の解禁に伴う所要の制 度整備のために制定した政令・府令等並びに事務ガイドラインについては、法の 施行時期までに、弊害を防止しつつ円滑な証券業務が行なえるよう、適切な措置 を盛り込みました。

[新規参入の状況]

証券仲介業務が解禁された 16 年 12 月1日から 17 年6月1日までの間に銀行 を中心として 79 の金融機関が証券仲介業務を開始しています。

【資料1:証券仲介業務を開始した金融機関数(17年6月1日現在)】

都銀	信託銀行	地銀	第二地銀	信用金庫	その他	計
6	2	48	14	6	3	79

② 証券仲介業制度の適切な運用

^{*1} http://www.fsa.go.jp/syouhi/syouhi/zeisei/chuukai.html

一般事業会社、個人に対し、16年4月に導入された証券仲介業制度については、 17年6月末現在で、330業者が証券仲介業者として登録を受けています。

【資料2:証券仲介業者数(17年6月末日現在)】

法人	個人	計
170	160	330

金融機関、一般事業会社、個人についての証券仲介業者としての登録状況をみると、制度導入とともに、本制度が活用されていることが伺われます。

6. 今後の課題

引き続き制度の活用促進を図るとともに、適時、適切な検査・監督を実施し、法令 違反が確認された場合には厳正な行政処分を実施する等の適切な対応を行っていく必 要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

[政策効果把握・評価方法] 上記の資料。

10. 担当部局

総務企画局市場課、監督局証券課